



2020年度

保証のしるべ

Vol.4 (No.671)

 北海道信用保証協会
<https://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

北海道信用保証協会は
ウポポイを応援します



ウポポイ

NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

2020年度

保証の しるべ

Vol.4
(No.671)

目次

1 … 専門家派遣のご案内

2-6 … お知らせ

- コロナ克服サポートプランのご案内
- 保証制度等の取扱期限の延長について
- 信用保証委託申込書の改正について
- 夜間相談窓口のご案内
- 経営支援室の新設について

7 … 北海道内信用保証利用企業動向調査

8 … 統計資料

9 … お問い合わせ先のご案内

10-15 … 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆さまへ(裏面からご覧ください)

表紙：アイヌ文様
(一般社団法人白老アイヌ協会 提供)

特別相談窓口のお知らせ

以下の相談窓口を設置しております。お近くの保証協会窓口までお問い合わせください。

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 貸金水準上昇対策相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 金融機関の紹介窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口



専 門 家

派遣 のご案内

当協会では、様々なお悩みを抱えた中小企業者の方を対象に、金融機関や各種専門家と連携し、専門家派遣を実施しています。

当協会の保証をご利用で経営改善意欲をお持ちの方であればご利用いただけます。

「新型コロナで生じた経営課題を解決したい」「アフターコロナに向けて既存の事業を見直したい」など、経営課題の解決に向けてお手伝いをします。

詳細は最寄りの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

ご利用の流れ

事業者訪問

当協会職員が店舗や工場などの現地にお伺いし、現状(課題)を把握し、専門家派遣のニーズをお聞きします。

専門家選定

課題解決に適した専門家を当協会にて選定します。
(お客さまに選定のお手間はお掛けしません)

専門家派遣

お客さまの対応可能日に専門家を派遣します。
(お客さまのご都合を優先します)

概ね1カ月程度

費用 **無料** です。

当協会が
全額負担します。

派遣する専門家について

以下のような様々な知識・経験を持った専門家の派遣が可能です。
お客さまに合った専門家を当協会にて選任いたします。



中小企業診断士



社会保険労務士



カラーコーディネーター



公認会計士・税理士



弁護士



販売士



ITコーディネーター



マナー講師



デザイナー...など

上記の他、ディスプレイアドバイザー、加工食品開発コーディネーター、営業コンサルタント等、さまざまな専門家を派遣した実績があります。

専門家派遣の
事例はHPでも
ご確認ください。



コロナ克服サポート

当協会では、中小企業者の皆さまのコロナ克服を後押しするため、経営支援と保証メニューを組み合わせたサポートプランをご用意しています。最寄りの窓口へお気軽にご相談ください。

コロナ対応にお困りの経営者の皆さまへ



コロナ克服サポートプランをご用意しています

プッシュ型経営支援

悩みを聞いて欲しい

金融機関・支援機関と連携した世話焼き隊が経営改善のお手伝いをいたします

新型コロナウイルス感染症対応資金(かつ据置期間1年超)をご利用のお客さまは、窓口金融機関にて定期的に業況をお伺いします。
是非事業に関するお悩みをお聞かせください。支援機関等とも連携し経営改善のお手伝いをいたします。

経営課題を解決したい

無料

専門家派遣

既存事業の強化はもちろん、コロナを克服するための業態転換や新規事業のアドバイス等をいたします。

(派遣可能な専門家の例)
中小企業診断士、社会保険労務士、カラーコーディネーター、販売士、公認会計士・税理士など

詳細はP1▶

多様な資金ニーズにマッチした保証メニュー

新型コロナウイルス感染症対応資金

ご利用にあたっては売上減少等の要件があります

道の融資制度

実質無利子・無担保・据置最大5年
信用保証料は半額またはゼロになります。

**限度額が8,000万円に拡大し、
3月末まで取扱期間延長**

詳細はP14~15▶

さらなる多様な対策のために

NEW コロナ克服サポート保証

保証料10%割引

詳細はP3▶

地域・雇用を支え経営基盤を守ります

事業承継保証

ポストコロナ社会の新事業を後押しします

創業保証

環境問題の取組みなどを支援します

SDGsの取組を応援する保証制度

保証料10%割引

プランのご案内

NEW

■ コロナ克服サポート保証のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大を背景に事業展開における行動変容が大きく求められている状況を踏まえ、当協会では中小企業者の皆さまのコロナ克服に向けた取り組みを応援するため、コロナ克服サポート保証を創設しました。

本制度は、「コロナ克服に向けた取り組みに係る事業資金」について、信用保証料率が通常の10%割引でご利用いただけます。

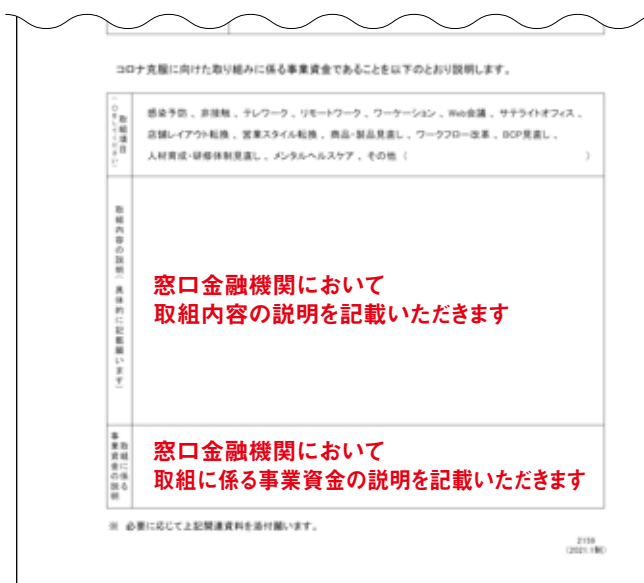
資格要件	コロナ克服に向けた取り組みを行う中小企業・小規模事業者									
保証限度額	2億8,000万円以内(うち無担保8,000万円)									
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)									
信用保証料率	通常料率から10%割引 (単位:年率%)									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	保証料率	1.71	1.57	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40
対象資金	「コロナ克服サポート保証取り組み内容説明書」に記載のある コロナ克服に向けた取り組みに係る事業資金 ※借換資金は原則対象外									
貸付金利	金融機関所定利率									
担保	必要に応じ									
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は徴求しない									

取り組み例

新型コロナによって生じた以下の課題の解決にお役立ていただけます。

- 感染予防
- 非接触
- テレワーク
- リモートワーク
- ワークেশョン
- Web会議
- サテライトオフィス
- 店舗レイアウト転換
- 営業スタイル転換
- 商品・製品見直し
- 人員整理・配置見直し
- メンタルヘルスケア
- ワークフロー改革
- BCP見直し
- 人材育成・研修体制見直し

コロナ克服サポート保証取り組み内容説明書(抜粋)



保証制度等の取扱期限の延長について

以下の保証制度・融資制度の取扱期間が延長されましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス関連

① 国の制度	延長後の取扱期限	
セーフティネット保証5号	▶ 令和3年6月30日	詳細はP13
危機関連保証	▶ 令和3年6月30日	詳細はP13
② 北海道の融資制度		
新型コロナウイルス感染症対応資金	▶ 令和3年3月31日	詳細はP14~15
経営環境変化対応貸付【認定企業】	▶ 令和3年3月31日	詳細はP12
新型コロナウイルス感染症緊急貸付	▶ 令和3年3月31日	詳細はP11
③ 当協会の独自制度		
緊急短期資金保証	▶ 令和3年3月31日	詳細はP11

地域貢献を目的とした当協会独自保証制度

① 未来につなぐ地域社会応援保証
「みらいにつなぐ」

② BCP策定サポート保証

③ 健康宣言企業応援保証
「すこやか北海道」



申込人資格要件に「北海道UIJターン新規就業支援事業に係る移住支援金対象法人」を追加しました

いずれも取扱期限が撤廃されました
引き続き保証料率10%割引になります

夜間相談窓口のご案内

中小企業診断士の資格を有する職員が経営や資金繰りに関するご相談にお応えします。

ご予約も可能です。



予約・
お問い合わせ先

■夜間相談窓口 受付時間／17:10～19:40

相談窓口	相談日
北海道信用保証協会 本店 札幌市中央区大通西14丁目(1階)	毎月第1・第3火曜日

フリーダイヤル

0120-279-540

または

業務部 企業支援課

011-241-5605

経営支援室の新設について

令和3年4月より、保証部の経営サポート一・二課を廃止のうえ、経営支援室を新設します。経営支援室の担当業務は以下のとおりとなりますのでお知らせします。

■変更内容

変更前		変更後	
業務部	企業支援課	業務統括部 ^(※) 経営支援室	企業支援課 期中支援課
保証部	保証一課 保証二課 保証三課 経営サポート一課 経営サポート二課	保証部	保証一課 保証二課 保証三課

※業務部から名称変更

■担当業務

企業支援課

TEL 011-241-5605 (変更なし)

FAX 011-221-1089 (変更なし)

- ・経営相談、金融相談、フリーダイヤル
- ・創業支援(決算未到来先保証審査)
- ・事業再生支援(抜本再生案件)
- ・廃業支援
- ・北海道中小企業支援ネットワーク事務局
- ・経営サポート会議事務局
- ・事業承継サポートデスク
- ・海外展開サポートデスク

期中支援課

TEL 011-241-2233

FAX 011-221-6963

- ・経営相談、金融相談、フリーダイヤル
- ・経営支援(経営改善支援事業)
- ・経営サポート会議事務局
- ・保証条件変更審査(返済緩和に限る)

※従来、経営サポート一・二課で対応していた事故報告処理は、保証部保証一・二・三課で担当します。

2020年10~12月期調査

北海道内信用保証利用企業動向調査

この調査は、信用保証をご利用いただいている中小企業の皆様の景況・金融動向等を把握するために、日本政策金融公庫保険企画部が全国9都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県）の信用保証協会と共同して、四半期毎に信用保証利用企業についてアンケート調査を行っているもので、1969年以来実施している調査です。

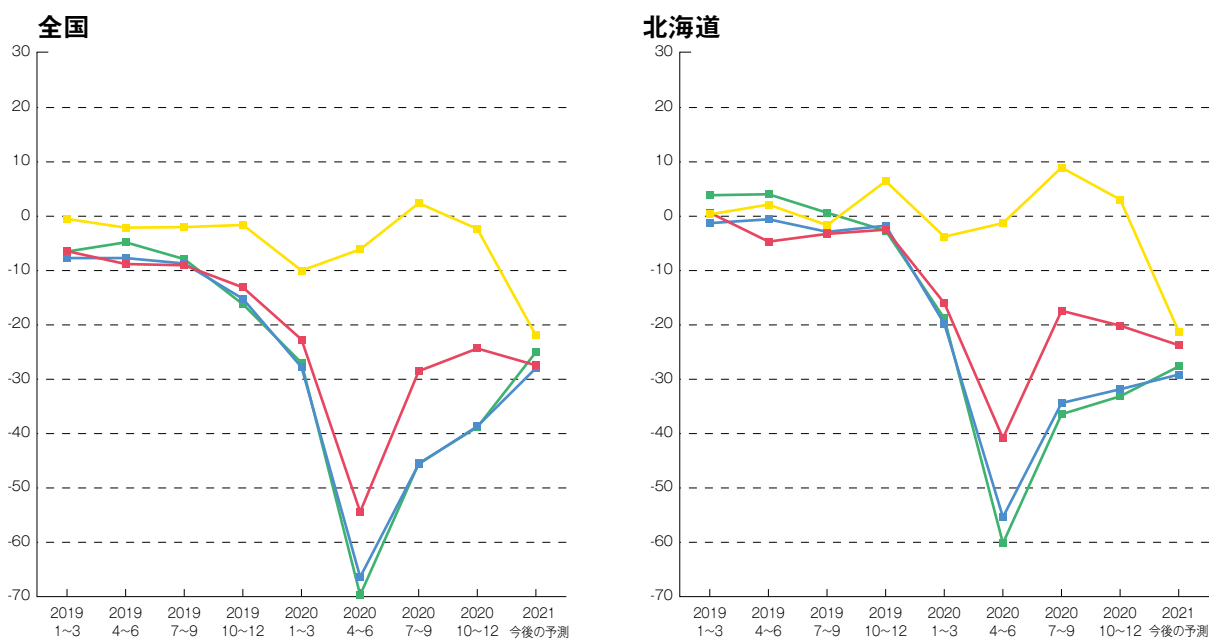
この度、2020年10~12月期の道内の調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

【調査時点】2020年12月中旬 【調査対象】1,545企業 【有効回答数】475企業(回答率30.7%) 【調査方法】封書によるアンケート調査

道内の信用保証利用企業の景況感は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、厳しい状況が続いている

概況(総合DIの推移)

■ 生産・売上 ■ 採算 ■ 資金繰り ■ 借入難易感



コメント 一部に持ち直しの動きがみられるものの、厳しい状況が続いている

今期調査(2020年10~12月期)による景気動向指数は、全国では、生産・売上DIが6.7ポイント、採算DIが6.9ポイント、資金繰りDIが4.1ポイント改善し、借入難易感DIが4.8ポイント悪化した。

北海道では、生産・売上DIが3.3ポイント、採算DIが2.6ポイント改善し、資金繰りDIが2.7ポイント、借入難易感DIが5.7ポイント悪化した。

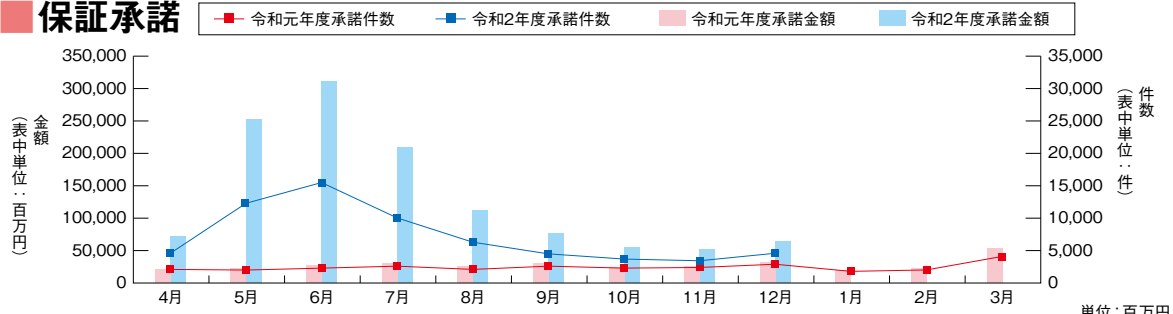
今後の予測では、生産・売上DI、採算DIは改善し、資金繰りDI、借入難易感DIは悪化する見通し。

景気動向指数DI(Diffusion Index)とは

景気の現状と先行きを予測する動向指数で、アンケート調査において、前期に比べ、「増加(または、好転、容易)」と回答した企業割合から、「減少(または、悪化、困難)」と回答した企業割合を差し引いた数値から、季節的な変動要因を控除した数値(季節調整値)です。

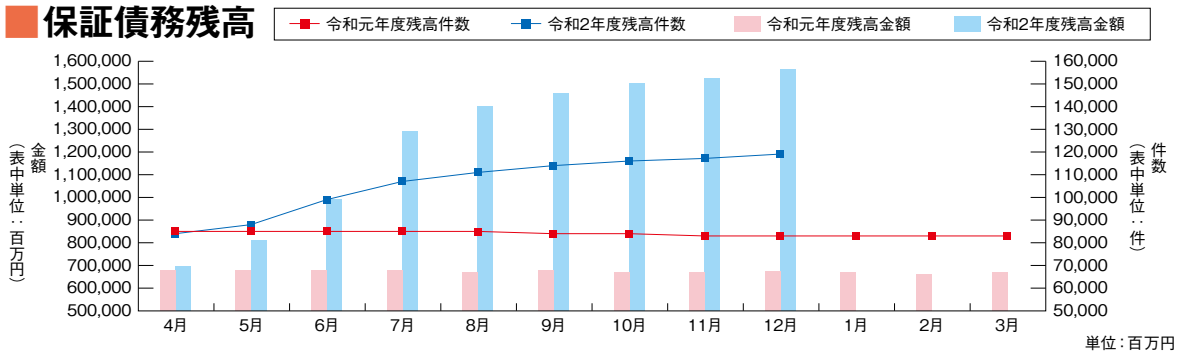
統計資料

保証承諾



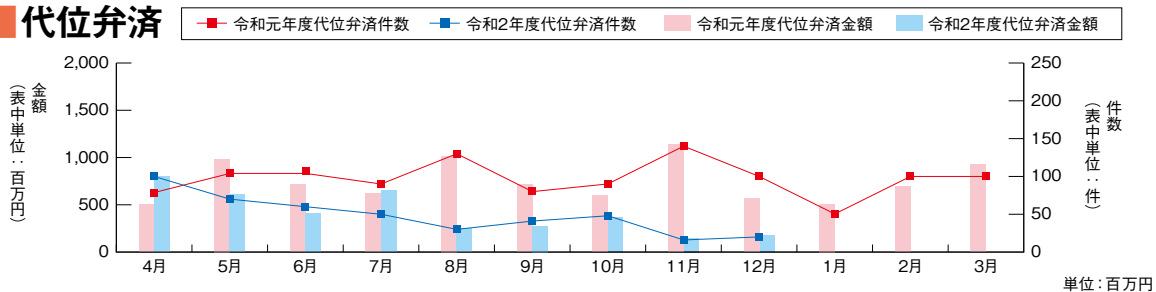
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
令和元年度	件数	2,169	2,082	2,394	2,626	2,190	2,581	2,313	2,411	2,870	1,792	2,015	4,142	29,585
	金額	21,846	23,172	27,322	30,434	25,424	30,250	24,605	25,428	32,507	19,259	23,055	53,163	336,465
	前年比	116.5%	94.9%	100.8%	116.9%	103.5%	101.1%	96.7%	88.5%	94.1%	101.1%	97.3%	161.2%	106.7%
令和2年度	件数	4,603	12,337	15,535	10,548	6,336	4,573	3,696	3,435	4,594				65,657
	金額	72,090	252,506	313,600	209,942	112,962	76,483	55,225	51,489	64,358				1,208,656
	前年比	330.0%	1089.7%	1147.8%	689.8%	444.3%	252.8%	224.4%	202.5%	198.0%				501.5%

保証債務残高



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	件数	85,553	85,119	84,895	84,794	84,637	84,489	84,188	83,779	83,694	83,290	82,968	83,137
	金額	684,552	677,775	677,534	677,608	676,954	678,203	675,994	671,951	675,696	667,101	663,175	670,985
	前年比	96.0%	96.1%	96.5%	96.9%	97.1%	97.4%	97.1%	96.6%	96.5%	96.3%	96.5%	97.6%
令和2年度	件数	84,791	88,957	99,524	107,351	111,764	114,375	116,030	117,173	119,098			
	金額	707,827	814,599	1,090,427	1,295,336	1,403,307	1,468,104	1,502,330	1,525,491	1,562,335			
	前年比	103.4%	120.2%	160.9%	191.2%	207.3%	216.5%	222.2%	227.0%	231.2%			

代位弁済



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
令和元年度	件数	80	104	107	92	133	83	90	144	107	54	99	100	1,193
	金額	505	984	712	608	1,050	713	599	1,134	570	527	731	960	9,093
	前年比	113.9%	124.9%	84.9%	89.6%	103.2%	114.3%	85.0%	246.2%	154.7%	127.8%	124.2%	150.2%	120.2%
令和2年度	件数	100	73	65	57	28	39	48	16	20				446
	金額	782	585	420	651	243	289	370	149	177				3,668
	前年比	154.9%	59.5%	59.0%	107.1%	23.2%	40.6%	61.8%	13.2%	31.0%				53.3%

お問い合わせ先のご案内

本店

060-8670
札幌市中央区大通西14丁目1番地
TEL : 011-241-2231
FAX : 011-221-1085

旭川支店

070-8691
旭川市7条通13丁目59番地2
TEL : 0166-24-1441
FAX : 0166-25-5649

函館支店

040-8691
函館市大森町24番1号
TEL : 0138-23-8425
FAX : 0138-23-8471

釧路支店

085-8691
釧路市黒金町6丁目1番地
TEL : 0154-23-1361
FAX : 0154-23-1364

帯広支店

080-8691
帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL : 0155-24-3658
FAX : 0155-24-3661

室蘭支店

050-8691
室蘭市東町4丁目29番1号
(市中小企業センター3階)
TEL : 0143-45-6001
FAX : 0143-45-7818

北見支店

090-8691
北見市北8条東1丁目3番地
TEL : 0157-24-5196
FAX : 0157-24-5191

滝川支店

073-8691
滝川市大町2丁目5番32号
TEL : 0125-23-1201
FAX : 0125-22-1360

小樽支店

047-8691
小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL : 0134-22-5188
FAX : 0134-22-5918

苫小牧支店

053-8725
苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL : 0144-33-1751
FAX : 0144-32-3915

■ 経営金融相談専用ダイヤル

道内の中小企業経営者の皆さま方の経営・金融相談をお受けしております。ご相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

ツナグ ゴシエン
0120-279-540

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、本店・業務部企業支援課011-241-5605をご利用ください。

■ 連絡所 (次の市町村の商工会議所、商工会内にあります)

- ・本店…江別、恵庭
- ・函館…北斗、江差、森、八雲
- ・帯広…本別、清水、幕別
- ・北見…北見(留辺蘂)、網走、紋別、遠軽、斜里
- ・小樽…岩内、倶知安、余市
- ・旭川…留萌、稚内、名寄、富良野、士別、上川
- ・釧路…根室、白糠、厚岸
- ・室蘭…伊達
- ・滝川…岩見沢、深川、美唄、芦別
- ・苫小牧…浦河、白老、新ひだか

■ ご注意ください

信用保証協会をご利用のお客様へ

- 最近、悪質な仲介業者等、いわゆる金融あっせん屋が保証申し込みにあたって、あっせんを行った手数料等の名目で、不法な報酬を要求する事例が発生しています。信用保証協会においては、保証にあたって所定の信用保証料以外は、手数料、入会金、あっせん料、仲介料等は一切いたっておりません。
- 監督官庁および警察庁の指導により、第三者が介入、または相談窓口が認められた方以外の第三者が同席する案件には、応じられないこととなっております。
- 反社会的勢力は信用保証の対象となりません。ご利用にあたって、ご不審な点がありましたら最寄りの信用保証協会へご連絡ください。

 北海道信用保証協会
https://www.cgc-hokkaido.or.jp/



郵便番号 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
電話 (011)241-2535
F A X (011)261-8923

※お体の不自由なお客様へ
職員がお手伝いいたしますので来店時は事前にご連絡ください。

2021年2月発行

新型コロナウイルス感染症の 影響を受ける皆さまへ

資金繰りや返済条件の緩和についての相談をご希望の方へ

特別相談窓口のご案内

新型コロナウイルスの流行に伴い影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆さまに対し、資金繰りや既にお借入されている保証付借入金の返済緩和等のご相談にお応えするため、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。

受付時間：9:00～17:00

P15の本支店窓口もしくはフリーダイヤル(0120-279-540)をご利用ください。

資金調達をご希望の方へ

保証料補助と利子補給のある融資をご希望の方へ… P14-15

- 北海道の融資制度「新型コロナウイルス対応資金」

調達枠の拡大を図りたい方へ…………… P12-13

- 経営安定関連(セーフティネット)保証
- 危機関連保証

好条件での資金調達が可能な場合があります

- 北海道の融資制度「経営環境変化対応貸付【認定企業】」
- 札幌市の融資制度「新型コロナウイルス対応支援資金」

緊急的な短期資金を調達したい方へ…………… P11

- 緊急短期資金保証
- 北海道の融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」

緊急的な短期資金を調達したい方へ

緊急短期資金保証

喫緊の資金繰りを確保するための保証制度で、平均月商の1ヵ月分以内の短期資金を支援します。

資 格 要 件	新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業・小規模事業者
保 証 限 度 額	直近決算(確定申告)の平均月商の1ヵ月以内とし、かつ、既存の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)を含め、次の保証限度額の範囲内となります。 普 通 保 証：2億円以内(組合は4億円以内) 無 担 保 保 証：8,000万円以内 (小口零細企業保証：2,000万円以内) ※1事業者1口限りとなります。 ※最初の決算が未到来の場合、試算表等に基づく月商となります。
資 金 使 途	事業の継続に必要な運転資金 ※借換資金は対象となりません。
返 済 方 法	一括返済 ただし、保証期間到来時、中小企業・小規模事業者の資金繰りに応じて、長期資金での借換が可能です。
保 証 期 間	12ヵ月以内
担 保	必要に応じ
保 証 人	原則として法人代表者のみ
保 証 料 率	一般保証の場合 ……………年0.40%~1.71% 小口零細企業保証の場合 ……………年0.45%~1.98% ※有担保割引、会計参与設置会社割引適用あり
取 扱 期 間	令和2年1月29日(水)保証申込受付分から令和3年3月31日(水)保証承諾分まで

取扱期限が
延長されました

北海道の融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急貸付」

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等へ緊急的な資金を支援する北海道の融資制度です。

資 格 要 件	1. 最近1ヵ月の売上高等が前年又は前々年の同月と比べ5%以上減少している中小企業者等 2. 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月末満の場合は、最近1ヵ月の売上高等が、令和元年10月以降の連続する3ヵ月の平均売上高等と比べ5%以上減少している中小企業者等 3. 危機関連保証の認定を受けた中小企業者等
融 資 限 度 額	8,000万円以内
資 金 使 途	運転資金
融 資 期 間	12ヵ月以内
融 資 利 率	年1.0%
担 保・保 証 人	取扱金融機関の定めによる。
保 証 料 率	一般保証の場合 ……………年0.40%~年1.71% セーフティネット保証・危機関連保証の場合 ……………年0.41%~年0.70% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引引く)
保 証 料 補 助	小規模企業者かつ売上高等が15%以上減少している事業者 …… 全額補助 上記以外 …………… 1/3補助 (お支払いいただいた後に、北海道へ申請する必要があります)
融 資 取 扱 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ※保証料補助を受ける場合は、令和3年3月31日までに融資実行される必要があります

取扱期限が
延長されました

好条件で資金調達が可能な場合があります

—地方公共団体の融資制度のご案内—

北海道の融資制度 経営環境変化対応貸付【認定企業】

融 資 対 象	1. セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 2. セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等 3. 危機関連保証の認定を受けた中小企業者等 4. 経営に影響を受けた事業者であって、道が定める要件(売上高減少等)に該当する中小企業者等
資 金 使 途	事業資金(道制度融資の借換に要する資金を含む)
融 資 金 額	2億円以内
融 資 期 間	10年以内(うち据置3年以内)
融 資 利 率	《固定金利》5年以内 年1.0%、10年以内 年1.2% 《変動金利》年1.0%(融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
保 証 料 率	対象1. セーフティネット保証4号 …………… 年0.48%~0.70% 対象2. セーフティネット保証5号 …………… 年0.41%~0.60% 対象3. 危機関連保証 …………… 年0.48%~0.70% 対象4. 一般保証 …………… 年0.45%~1.90% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割り引く)
融 資 取 扱 期 間	令和2年1月29日から令和3年3月31日まで

取扱期限が
延長されました

札幌市の融資制度 新型コロナウイルス対応支援資金

融 資 対 象	1. 新型コロナウイルス関連肺炎の流行により直接または間接の影響を受け、原則として最近1ヵ月間の売上高等が前年同月比10%以上減少しており、かつその後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期比10%以上減少することが見込まれる中小企業者等 2. 新型コロナウイルス感染症に伴うセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 3. 新型コロナウイルス感染症に伴う危機関連保証の認定を受けた中小企業者等
融 資 限 度 額	2億円
資 金 使 途	運転資金 設備資金(市内の設備投資に限る)
融 資 期 間	10年以内(うち据置3年以内) ※融資対象3の場合は据置期間2年以内
返 済 方 法	分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融 資 利 率	年1.00%以内
保 証 人	法人は必要に応じて要(原則、代表者)、個人は不要とする。
担 保	必要により担保を徴する。
保 証 料 率	融資対象1. 経営状況に応じて …………… 年0.40%~1.90% ※セーフティネット保証5号を併用する場合は年0.73%~0.75% 融資対象2. セーフティネット保証4号 …………… 年0.86%~0.88% 融資対象3. 危機関連保証 …………… 年0.80% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は0.1%または0.2%割り引く)
保 証 料 補 給	全額補給(お客さまの負担はありません)
取 扱 金 融 機 関	札幌市内の金融機関各店舗 ※詳細は札幌市中小企業融資制度のHPでご確認ください。
融 資 取 扱 期 間	令和2年2月10日から令和3年3月31日まで

調達枠の拡大を図りたい方へ

経営安定関連(セーフティネット)保証 通常の保証枠とは別枠

経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、その経営の安定に必要な資金調達を支援する国の保証制度です。

資格要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村長からセーフティネット保証4号または5号の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普通保証：2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証：8,000万円以内 無担保無保証人保証：2,000万円以内
資金使途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	定めなし
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	年0.51%~0.88% ※会計参与設置会社割引適用あり

認定基準

4号認定

- 北海道内で1年間以上継続して事業を行っていること。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、その影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して**20%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**20%以上減少**することが見込まれること。

5号認定

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して**5%以上減少**していること。または
 - 指定業種に属する事業を行っており、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して**5%以上減少**しており、かつその後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**5%以上減少**することが見込まれること。
- ※現在、全業種が指定されています。※認定の手続きは市町村が窓口となります。

危機関連保証 通常の保証枠、経営安定関連(セーフティネット)保証枠とは別枠

突破的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証制度です。

資格要件	新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村長から危機関連保証の認定を受けた中小企業・小規模事業者
保証限度額	通常の保証限度額とは別枠でご利用いただけます。 普通保証：2億円以内(組合は4億円以内) 無担保保証：8,000万円以内 無担保無保証人保証：2,000万円以内
資金使途	経営の安定に必要な資金(運転資金・設備資金)
返済方法	原則として均等分割返済
保証期間	10年以内(据置期間は2年以内)
担保	必要に応じ
保証人	原則として法人代表者のみ
保証料率	年0.60%~0.80% ※会計参与設置会社割引適用あり
取扱期間	令和2年2月1日から令和3年6月30日まで

取扱期限が
延長されました

認定基準

- 新型コロナウイルス感染症が流行していることに起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して**15%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して**15%以上減少**することが見込まれること。
- ※認定の手続きは市町村が窓口となります。

保証料補助と利子補給の

■【北海道の融資制度】新型コロナウイルス感染症対応資金

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている中小企業者・小規模事業者に対し、保証料補助・利子補給のある北海道の融資制度です。

	国 準 拠	道 特 別
融 資 対 象	市町村長から以下の認定を受けた中小企業者 (1)セーフティネット保証4号(売上減少率20%以上) <small>※令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る</small> (2)セーフティネット保証5号(指定業種を営み、売上減少率5%以上) <small>※売上高の減少要因に限る</small> (3)危機関連保証(売上減少率15%以上)	
資 金 使 途	経営の安定に必要な事業資金 (借換資金を含む)	経営の安定に必要な事業資金 (道制度の借換資金を含む)
融 資 金 額	6,000万円以内 拡充 されました	国準拠の限度額超過分について 2,000万円以内
融 資 期 間	10年以内(うち据置5年以内) <small>※1年以内の短期の取扱も可</small>	10年以内(うち据置5年以内) <small>※1年以内の短期の取扱も可</small> <small>※融資対象(3)の場合は据置期間2年以内</small>
融 資 利 率	(固定金利) 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 融資対象(1)又は(3)、もしくは融資対象(2)であって小規模企業者に該当する個人又は認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のものにあつては、融資実行から当初3年間は融資利率0%。	
担 保	無担保(既設定根抵当権を除く)	
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない。	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。
償 還 方 法	原則として均等分割弁済とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括償還でも差し支えないものとする。	
保 証 料 率	年0.85% 経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%	融資対象(1)(3)の場合 年0.68%~0.70% 融資対象(2)の場合 年0.58%~0.60% <small>※会計参与設置会社割引適用あり</small>
保 証 取 扱 期 間	市町村長から交付を受けた認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの又は小規模企業者に該当する個人は上記保証料の全額、その他のものについては1/2が補助される。ただし、条件変更に伴う追加保証料は補助の対象外となる。 令和2年5月1日から 令和3年3月31日 まで	

**取扱期限が
延長されました**

ある融資をご希望の方へ

ポイント1 保証料補助・利子補給の対象

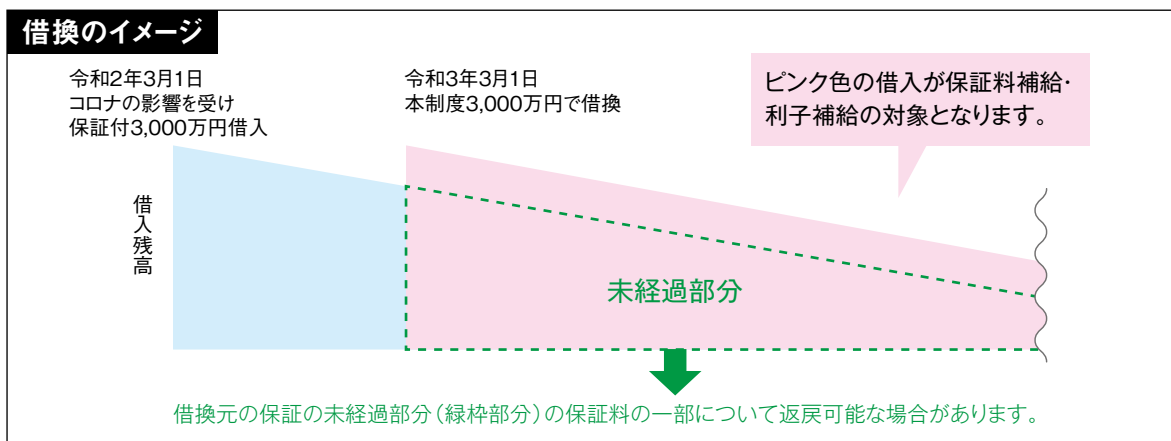
認定の種類 (融資対象)	法人・個人	売上減少率	保証料補助 ※1	利子補給
4号 【融資対象(1)】	両方	20%以上	全額	3年全額
危機関連 【融資対象(3)】		15%以上		
5号 【融資対象(2)】	小規模※2個人事業主	5%以上	1/2	なし
	小規模※2でない 個人事業主	15%以上		
	法人	5%以上15%未満	1/2	なし
		15%以上	全額	3年全額

※1 条件変更時の保証料は補助の対象外

※2 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下、宿泊業・娯楽業は20人以下)

ポイント2 令和2年1月29日から4月30日までに借入した全ての保証付借入の借換が可能です(国準拠に限る)

令和2年1月29日から4月30日に借入した保証付借入であれば、全て本制度(国準拠に限る)で借換し、保証料補助・利子補給を受けることが可能です。



※上記のケース以外にも、既存の保証付借入の条件に応じて借換が可能な場合があります。詳しくは金融機関を通じてご相談ください。

ポイント3 経営者保証免除対応(国準拠に限る)

国準拠において、次の要件をいずれも満たす場合、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することが可能です。

- (1) 直近の決算書が資産超過であること。
- (2) 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

新型コロナウイルス関連情報掲載

道内の中小企業・小規模事業者の皆様を
全力でサポートします!

2020年度
保証のしるべ
Vol.4 (No.671)

